

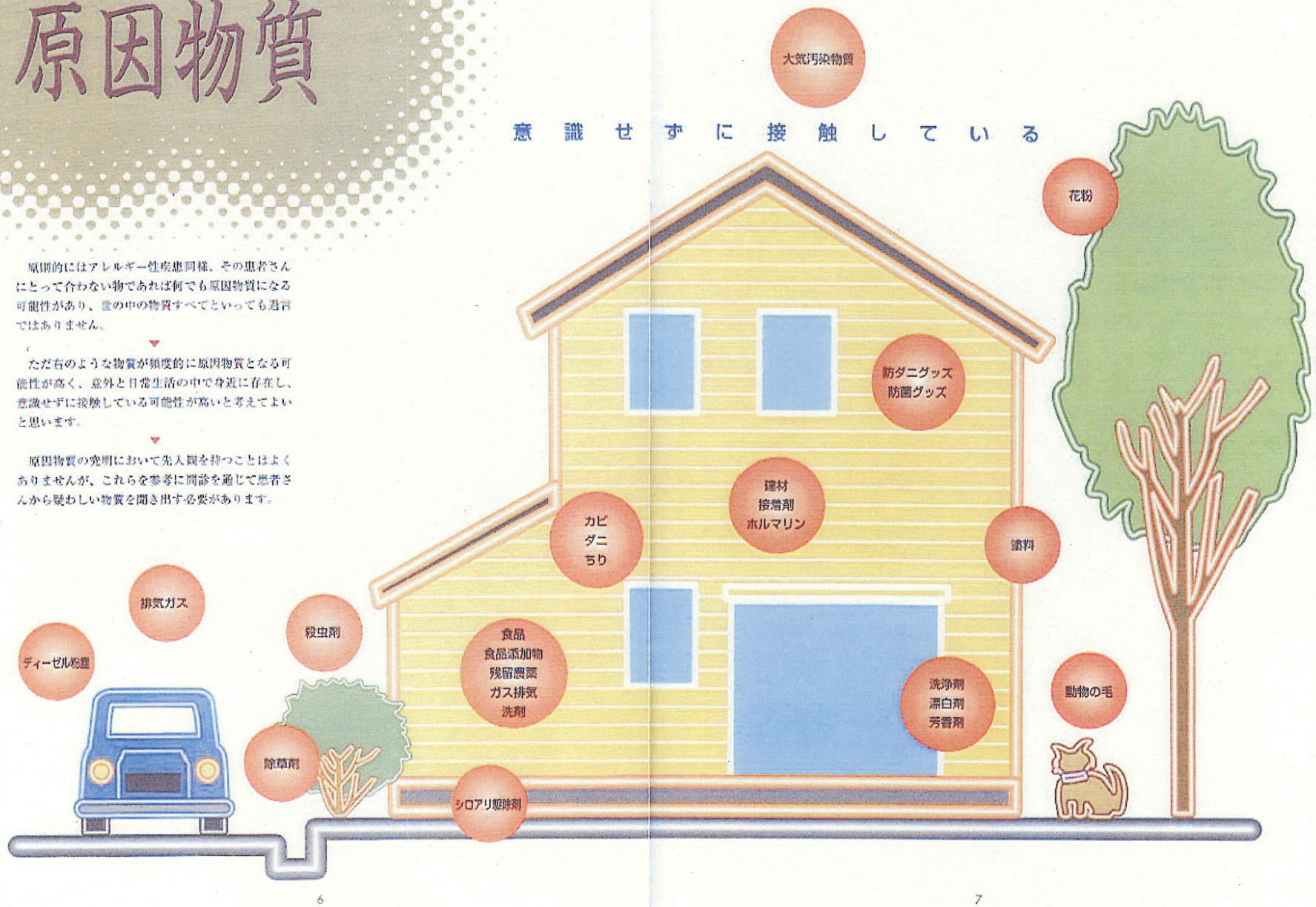
# 原因物質

意識せずに接触している

原則的にはアレルギー性疾患同様、その患者さんにとって合わない物であれば何でも原因物質になる可能性があり、世の中の物質すべてといっても過言ではありません。

ただ右のような物質が頻度的に原因物質となる可能性が高く、意外と日常生活の中で身近に存在し、意識せずに接触している可能性が高いと考えてよいと思います。

原因物質の究明において先入観を持つことはよくありませんが、これらを参考に問診を通じて患者さんから疑わしい物質を聞き出す必要があります。



## ○「専門外来」受診患者 発症の誘因

建物内環境における 化学物質関与 (25名)	
自宅新築	7名
転居(リフォーム後)	3名
自宅改築・増築	3名
モデル住宅見学	2名
職場新築・改築	4名
隣家の改修工事	2名
畳下の有機リン系薬剤	3名
ソファー購入	1名
その他の化学物質関与 (15名)	
職場での受動喫煙	4名
職場での化学物質曝露 (有機溶媒、苛性ソーダ)	6名
防蟻剤・農薬散布	2名
ゴミ焼却場の煙	1名
歯科治療	1名
子供の頃からの受動喫煙	1名

## ○「専門外来」受診患者背景

No.	年齢	性	職業	発症場所	空気質汚染物質(μg/m <sup>3</sup> ) 指針値、暫定基準値超え	アレルギー歴
1	47	男	高校教師(体育)	職場新築	TVOC939、エチルトルエン、 トリメチルトルエン、ウンデカン	花粉症、 薬剤アレルギー
2	52	女	高校教師(家庭科)	職場新築	TVOC939、エチルトルエン、 トリメチルトルエン、ウンデカン	ヨード造影剤過敏
3	51	女	看護師	職場外壁 防水加工	職場ウレタンフォーム、 築17年の自宅ホルムアルデヒド97.4、 ペンタデカン、アセトアルデヒド	薬剤アレルギー
4	42	女	看護師	職場外壁 防水加工	職場ウレタンフォーム	なし
5	13	女	中学生	学校の大規模 改修	TVOC1760、ホルムアルデヒド238、 アセトン7034	小児喘息、 食物アレルギー
6	41	女	高校教師(音楽)	職場新築	ホルムアルデヒド258	薬剤アレルギー
7	56	女	薬剤師	隣家外壁 防水加工	隣家ウレタンフォーム、 築14年の自宅ホルムアルデヒド480	薬剤アレルギー
8	68	女	無職	自宅物置を居 室に改修	TVOC838、 パラジクロロベンゼン498	なし

出典：水城まさみ「電磁波、シックハウス、化学物質… 過敏症はみなつながっている / 『専門外来』医師の視点から」(「建築ジャーナル」2017年5月)より抜粋



## 新規化学物質の有害性の調査結果について(報告)

### 新規化学物質の有害性調査について(安衛法第57条の3)

- ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造等する事業者は、労働者の健康に与える影響についての調査(有害性調査)を実施し、厚生労働大臣に届け出なければならぬ。
- ・厚生労働大臣は、新規届出があった物質について、名称等を公表するとともに有害性調査結果について、学識経験者の意見を聴き、必要に応じ、  
 ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告  
 ②強い変異原性<sup>(注)</sup>があると認められた化学物質について、健康障害を防止するための措置を実施<sup>(注)</sup>、微生物を用いた試験において、突然変異を引き起こす性質
- ・厚生労働大臣は、学識経験者の意見を聴いた時は、その内容を官報公表後1年以内に本審議会に報告するものとする。

※化学物質管理全体については、参考1参照

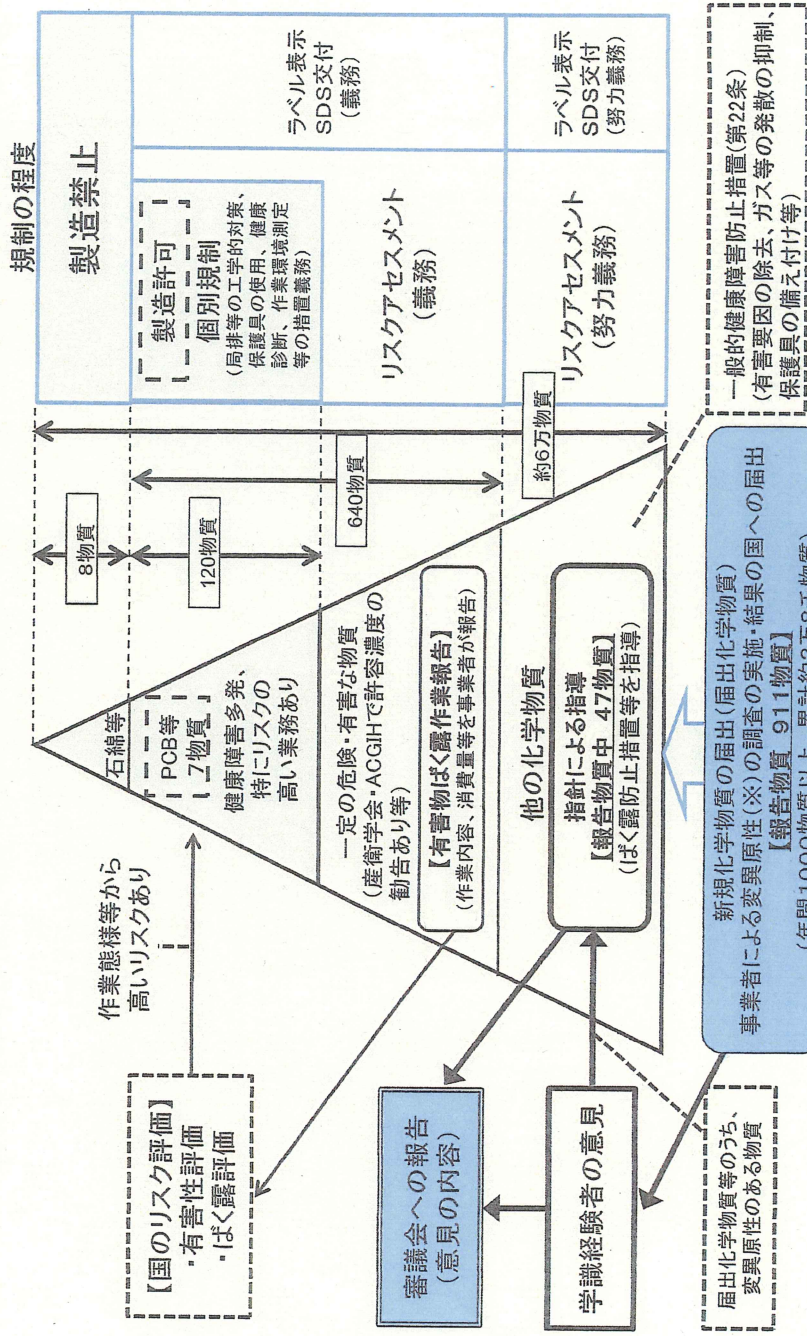
### 学識経験者の意見の概要(安衛則第34条の17に基づく報告)

- ・報告対象:平成22年12月27日から平成23年9月27日までに官報に名称が公表された物質
- ・学識経験者<sup>(参考4参照)</sup>に意見を求めた新規化学物質は**1,163物質**
- ・学識経験者の意見は以下の通り。

- ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告については該当なし(これまで実績なし)
- ②強い変異原性が認められると判定された物質は**32物質**<sup>(参考2参照)</sup>(累計約850物質)
- ③上記②に該当した物質については、指針<sup>(注)</sup>に基づく措置を実施する事が妥当

<sup>(注)</sup>「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(参考3参照)  
 強度の変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該物質へのばく露による労働者の健康障害を防止するため、事業者が①作業環境管理・作業管理、②作業環境測定、③労働衛生教育、④危険有害性の表示等を講ずるよう規定。

## 労働安全衛生関係法令における主な化学物質管理の体系



※ 微生物を用いた試験において突然変異を引き起こす性質。変異原性試験は、化学物質の発がん性のスクリーニング試験等として利用されている。

## 第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方

極微量の化学物質に反応するいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等の学習環境を確保するためには、その重症度によっては児童生徒等及びその保護者や担任教員等の個人レベルでは対応に困難な場合があり、学校全体や教育委員会等の組織だった連携が必要になることもあります。

したがって、いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒等の個別対応については、専門医の診断や意見等を参考に学校及び教育委員会等と保護者がよく協議し、配慮すべき事項を明確にすることが大切です。学校及び教育委員会等においては、重症度等を考慮した基本的な個別対応策を立案しておくことが望まれます。

### 1 文部科学省のこれまでの対応

#### (1) いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒への配慮

いわゆる「化学物質過敏症」は、その原因となる物質や量、症状等が多種多様であることから、各学校において、個々の当該児童生徒等の実情に応じ、養護教諭を含む教職員、学校医等が連携しつつ、個別の配慮を行うよう、13年1月通知を発出するとともに各種会議等を通じて指導しました。

また、教科書については、いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒等の要望に応じ、天日干しのために早期提供を実施しています。

#### (2) 学校教育の機会の確保について

いわゆる「化学物質過敏症」により、在籍する学級や学校において教育を受けることが困難な児童生徒等については、次のような対応が考えられます。

- 症状によりやむを得ず、指定された小・中学校への通学が困難な場合には、保護者の申し立てにより、教育委員会が相当と認めるときには、通学する小・中学校の指定を変更することができます。
- 病状により長期にわたり医療又は生活規制を必要とする場合には、その病状に応じて、小・中学校の病弱・虚弱の特別支援学級への入級や、特別支援学校への転学により、一人一人に応じた個別の配慮の下で教育を行うことができます。

### 2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応

第1章においていわゆる「化学物質過敏症」に関する現在の知見を紹介したように、その医学的見解は定まっておらず、その用語使用に関しても混乱が認められています。そのような背景において極微量の化学物質に反応するいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等は、原因が明確ではないこと、症状が多様で訴え方にも個人差があること等から、周りから理解と協力が得られず、学習に困難をきたしているケースがあることに留意が必要です。

#### (1) 症状及び原因関連因子の把握

現在いわゆる「化学物質過敏症」が、臨床症状と検査所見の組み合わせのみから診断され、化学物質の関与が明確にされていない場合があることは、学校現場における対策の立案・実施を困難にする要因となりかねません。

いわゆる「化学物質過敏症」に関して専門的な知見を有している病院があります。また、地域の保健所において「シックハウス症候群」及びいわゆる「化学物質過敏症」に対する対策室等がある場合があり、医師等の情報を有している場合があるので活用することが求められます。

学校内において児童生徒等が過敏に反応する化学物質を把握するためには、症状が出るまでの当該児童生徒等の行動範囲や接触物について養護教諭及び学級担任が経過観察することも有効であると思われます。その結果を管理職・学校医・主治医に報告できるように記録を取ることで以後の対策に役立つと考えられます。

いわゆる「化学物質過敏症」は、その症状や原因物質が一人一人異なり、重篤な症状を呈する場合もあることから、当該児童生徒等の主治医及び学校医の指導の基に危機管理も含めた個別の健康管理計画を作成することも有効であると考えられます。

なお、いわゆる「化学物質過敏症」の発症機序は、いまだ明確になっておらず、化学物質以外にも様々な要因の関与が示唆されていますが、特に精神的なストレス等によりいわゆる「化学物質過敏症」と類似の症状が現れることが知られています。化学物質の関与が明確でない場合には、養護教諭やスクールカウンセラーといわゆる「化学物質過敏症」を有すると考えられる児童生徒等との面談が有効である可能性があります。



(2) 原因物質と考えられるもの

学校環境では、以下のようなものから化学物質の放散が考えられます。すでに過敏に反応する化学物質が判明している児童生徒等に対しては、学校の中でその物質を放散する可能性のある備品等の取り扱いには配慮してください。

揮発性有機化合物の発生源となる可能性があるもの

ホルムアルデヒド	机・いす等、ビニル壁紙、パーティクルボード、フローリング、断熱材等（合板や内装材等の接着剤）
トルエン	美術用品、油性ニス、樹脂接着剤、ワックス溶剤、可塑性剤、アンチノッキング剤等
キシレン	油性ペイント、樹脂塗料、ワックス溶剤、可塑性剤
パラジクロロベンゼン	消臭剤、芳香剤、防虫剤等
エチルベンゼン	接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤
ステレン	樹脂塗料等に含まれる高分子化合物の原料

(3) 重症度に応じた対応

いわゆる「化学物質過敏症」の症状には個人差があり、その程度の差も大きいことから、学校には、重症度に応じた対応が求められます。また、当該児童生徒等については教育委員会等に報告し、今後の対応について事前に相談しておくことも大切です。

今までにいわゆる「化学物質過敏症」と考えられる症状の発現を経験している児童生徒等の受け入れに際しては、当該児童生徒等の保護者、主治医及び学校医等から症状に対する対処方法等の指示を受けておき、そのことについてすべての教職員が共通理解し、暖かく見守り、対応できるようにしておくことが大切です。症状の程度により、児童生徒等自身が対処方法（例えば、原因物質が判明していればそこから回避する、しばらく保健室で休養する又は早退する等）を判断ができる場合には、児童生徒等の選択を尊重して支援することも考えられます。

過敏に反応する物質や過敏反応のレベル、学校生活における配慮事項等を医師の診断や意見書を基に、児童生徒等及び保護者とよく協議し、協議結果については「学校が努力すること、保護者が努力すること、児童生徒等自身が努力すること」等を文書で明確しておくことが勧められます。さらに、学校が努力すべき事項について、全教職員の共通認識化を図っておくことが望まれます。

(対応例)

重症度	症 状	対応上の留意点
低 ↓ 高	学校環境衛生基準以内であっても特定化学物質に曝されると体調不良をきたす。	換気をして特定化学物質の濃度を低減化。原因物質から回避し登校可能。
	他の児童生徒等が反応しない極微量の特定化学物質に過敏に反応。体調不良をきたす。	原因物質から回避すると共に健康観察と個別配慮によって登校可能。
	極微量の多種類の化学物質に過敏に反応し体調不良。	時として過敏な反応と共に症状を示し、学校生活が困難であるが登校可能。
	極微量の多種類の化学物質に過敏に反応し、体調不良。登校困難。	登校は困難であるので、訪問教育等特別支援を保護者と共に検討する。

(4) 保護者との協力体制

いわゆる「化学物質過敏症」に関する情報の混乱・不周知等により周りの十分な理解と協力が得られず、学習に困難をきたしている児童生徒等が存在し、当該児童生徒等の保護者は、学級担任、学校及び教育委員会等どのような対応を求めればよいか苦慮しているケースがあります。

上述したようにいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等への対応は、その重症度により異なります。したがって、保護者に対しては、学級担任等で対応できること及びできないこと、学校全体として取り組めること及びできないこと、並びに転校や訪問教育等の教育委員会の関与が必要なことを可能な限り明確に伝えることが大切です。そのためには、症状が軽度であっても学級担任等のみが対応するのではなく、学校全体の問題としてとらえ管理者である校長及び養護教諭等とともに対応することが望まれます。

一方、学校は、いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する適切な支援活動を立案・実施するためには保護者から十分な情報提供を受ける等、相互の協力体制を構築することが大切です。

特に以下の情報について確認することが望まれます。

- 当該児童生徒等の発症時の症状とその経過、症状が出たときの処置及び対処方法、原因物質と考えられるもの、主治医の連絡先等について情報を得ておくことが大切です。
- 当該児童生徒等が学校において症状が認められた場合には、保護者とすぐに連絡が取れる体制を整えておく必要があります。特に児童生徒等を病院に搬入する場合には、保護者の了解と協力を仰ぐことも必要となります。
- 支援活動について協議の場を設け、保護者の希望を十分確認してください。内容によっては教育委員会等に相談し検討することが必要となります。
- 校外行事等の特別活動において原因物質に接触することが予想される場合は、事前に現地の様子を調査し、保護者・主治医・学校医等と共にその対応策を検討し、引率者に周知することが必要です。また、必要に応じ現地の下見に保護者の同伴を依頼することも大切です。

平成 年 月 日

平成 29 年度 前期・通年 対応本作成依頼書

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 校印

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_

児童・生徒名		
学 年(平成 29 年 4 月 2 日現在)	年生	
性 別(○をつける)	男子	女子
病 名(医師に診断されている病名)		

1. 児童・生徒の現状調査

継続依頼にあっても、体調の改善が見られる児童・生徒もいらっしゃいますので、アンケートにご協力をお願いいたします。

(1) 発症時期

発 症 年 齢	歳
---------	---

(2) 児童・生徒の現状(給与された教科書をそのまま使用するとどのような症状がでるかご記入ください)

2. 28 年度に対応した方法についてお伺いします。(28 年度に対応本を申請された方のみご記入ください)

(1)使用した対応本の種類 (○をつける)	①消臭紙カバー    ②天日干し本    ③全頁コピー本(カラー)
	④全頁コピー本(白黒)    ⑤表紙コピー本

(2)使用効果の有無	①効果有り(具体的に)
	②効果無し(理由)
(3)未使用(理由をご記入ください)	

3. 29 年度に希望する対応方法について

対応本の種類 (ご希望の対応本に○印をご記入ください)				
A.消臭紙カバー	B.天日干し	C.全頁コピー本(カラー)	D.全頁コピー本(白黒)	E.表紙コピー本

注 1) A は、消臭効果のある紙をカバー用として、使用教科書冊数+予備分をお送りいたします。

注 2) B は、天日干しをしていただく時間確保のために、教科書の早期供給を行います。

使用までに約 1 ヶ月間の天日干し(学校若しくはご家庭で行っていただきます)が必要です。

注 3) C~E は、各発行者に作成を依頼します。(お申し込みから 3~4 週間必要です)

4. 対応本作成教科書(天日干し希望の場合は記入不要)

対応本が必要な教科書(教科名、発行者名、学年)をご記入ください。

(注)全発行者の高等学校教科書をご希望の場合は年次の欄に教科書番号をご記入ください。

教 科 名	発 行 者 名	年 次	教 科 名	発 行 者 名	年 次

<郵送先> 135-0015 東京都江東区千石 1-9-28

一般社団法人教科書協会

※ 一般社団法人教科書協会(以下当協会という)は、当協会の個人情報保護方針に基づき、皆様から提供された個人情報等は、本件の目的以外に使用いたしません。



名前		男・女		平成 年 月 日生 ( 歳 )	学校 年 組	平成 年 月 日 提出
気管支ぜん息 (あり・なし) アトピー性皮膚炎 (あり・なし) アレルギー性結膜炎 (あり・なし)		病型・治療 C. 急性発作治療薬 1. ベータ2刺激薬吸入 2. ベータ2刺激薬内服 D. 急性発作時の対応 (自由記載)	学校生活上の留意点 A. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 保護不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 ( ) C. 宿泊を伴う校外活動 1. 保護不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	病型・治療 A. 重症症のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面頬に開くならず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 4. 難重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※強い炎症を伴う皮疹とは、紅腫、面皰などを伴う皮疹 B-1. 常用する外用薬 C. 食物アレルギーの合併 1. ステロイド外用薬 1. あり 2. タクロリムス軟膏 2. その他 3. (プロトピックJ) 4. その他 ( ) B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ( )	記録日 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療 A. 即時型 1. 速発アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 養蚕カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ( ) B. 治療 1. 抗アレルギー一点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ( )	学校生活上の留意点 A. プール指導及び長時間の紫外線下の活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 保護者と相談し決定 2. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 ( ) C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記録日 年 月 日 医師名 医療機関名		

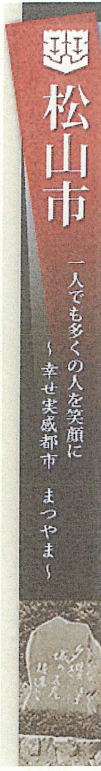
※ 日本共産党保健会作成

名前		男・女		平成 年 月 日生 ( 歳 )	学校 年 組	平成 年 月 日 提出
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)		病型・治療 A. 食物アレルギー一過性 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー一過性 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ( ) C. 原因食物・診断機軸 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に診断機軸を記載 1. 鶏卵 ( ) 2. 牛乳・乳製品 ( ) 3. 小麦 ( ) 4. ソバ ( ) 5. 蕎麦類・木の实類 ( ) 6. 果物類 ( ) 7. 甲殻類 ( ) 8. 米物類 ( ) 9. 魚類 ( ) 10. 肉類 ( ) 11. その他1 ( ) 12. その他2 ( ) D. 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (エピペンJ) 3. その他 ( )	学校生活上の留意点 A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 保護不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 保護不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他 ( )	記録日 年 月 日 医師名 医療機関名	
		病型・治療 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	学校生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記録日 年 月 日 医師名 医療機関名		

※ 日本共産党保健会作成

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますが。  
 1. 同意する  
 2. 同意しない  
 保護者署名： \_\_\_\_\_





文字拡大 大 中 小 | 配色変更 A B C | 音声読み上げ | Multilingual | モバイル | サイトマップ

現在のページ: [松山市ホームページ](#) > [くらしの情報](#) > [医療・健康](#) > [保健所](#) > [生活衛生業務](#) > シックハウス症候群及び化学物質過敏症とは

**シックハウス症候群及び化学物質過敏症とは**  
更新日: 2013年5月27日

**「シックハウス症候群」とは**

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者に様々な体調不良が生じている状態が、数多く報告されています。

それらの症状は多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また、様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれています。

**「化学物質過敏症」とは**

建材や内装などから放出される化学物質だけでなく、家庭用品などの日用品に広く含まれる多種多様の化学物質にも敏感に反応して、様々な症状があらわれる方がいます。

一度ある程度の量の化学物質にさらされるか、あるいは低濃度の化学物質であっても長期間さらされて、いったん過敏状態になると、それ以降は、ほんのわずかな量の物質にも過敏に反応するようになります。

個人差が非常に大きく、原因物質や発症の仕組み等、まだまだ未解明な部分が多いとされています。

**症状を引き起こす要因は？**

- 「シックハウス症候群」については、
- 建材・家具・日用品等からの化学物質の放散量
  - 暖房器具等からの燃焼ガス
  - 住宅の設計、施工方法
  - 換気などの住まい方
  - 化学物質等に対する感受性の個人差
- など、様々な要因が複雑に関係していると考えられます。

**症状は？**

新築や改築を終えたばかりの室内に入ると、

目がチカチカしたり、刺激・痛み

- 鼻やのどが乾燥したり、刺激・痛み
- 頭痛、めまい、吐き気
- 鼻水や涙、せき
- 皮膚への刺激
- 疲れや眠気を感じる

**症状が出てお困りの方は？**

先ずはかかりつけの医師とじっくり相談し、症状緩和の措置をとることが必要です。「シックハウス」とは非常に原因の分かりにくいものですが、体のどこかに不調を起こしているわけですから、それぞれの症状を専門家にご相談ください。

**医療機関などの情報**

以下に紹介する医療機関で受診を希望される場合は、事前の予約が必要です。必ずお電話で予約してから受診してください。

医療機関の一覧

医療機関名	所在地	連絡先
国立病院機構 高知病院	高知県高知市朝倉西町1丁目2-25	088-844-3111
国立病院機構 福岡病院	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1	092-565-5534
労働者健康福祉機構 関西ろうさい病院	兵庫県尼崎市福葉荘3丁目1-69	06-6416-1221

**注意事項**

上記医療機関での治療による、治癒等を市が保証するものではありません。

また、診断方法や治療内容は、医療機関によって異なります。

治療の効果も個人差がありますので、必ず事前に各医療機関に問合せし、ご自身に合った医療機関を選択されるようにしてください。

**各症状に関するご相談は**

- 健康に関するご相談**  
松山市保健所 健康づくり推進課 健康相談担当  
TEL 089-911-1818
- 環境に関するご相談**  
松山市保健所 生活衛生課 生活衛生担当  
TEL 089-911-1807



化学物質過敏症対策（主にシックハウス）の担当課一覧

茨城県化学物質過敏症対策連絡会議事務局

<関連規制>（平成29年1月現在）

対象	関係法令	概要	担当課
室内空気中の化学物質濃度	室内濃度指針値 暫定目標値（通知）	13物質について室内濃度指針値（ホルムアルデヒド：0.08ppm他） 総揮発性有機化合物（TVOC） 400μg/m <sup>3</sup>	生活衛生課
建築物全般	建築基準法	○建築物に含まれる化学物質の規制 ・クロルピリホス：使用禁止 ・ホルムアルデヒド：発生量に応じて建築材料を区分し、使用制限 ①第一種ホルムアルデヒド建築材料 →内装への使用不可 ②第二種ホルムアルデヒド建築材料・第三種ホルムアルデヒド建築材料 →使用面積制限 ③上記以外 →使用制限なし ○換気設備の設置義務付け 【15年7月1日施行】	建築指導課
建築材料	JAS規格（合板など）	○ホルムアルデヒド放散等級を「☆」の区分に改正（☆が多いほどホルムアルデヒドの放出量少） ※建築基準法との関係 F☆☆☆☆（新設）：規制対象外 F☆☆☆（旧Fco）：第三種 F☆☆（旧Fc1）：第二種 F☆（旧Fc2）、無等級：第一種 【15年3月29日施行】	林政課
	JIS規格（パーティクルボードなど）	○上記と同様の規制に改正 「E☆☆☆☆（新設）」「E☆☆☆（旧Eco）」等	—
多数の者が使用する建築物（特定建築物）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）	○室内空気中におけるホルムアルデヒドの量 ・測定時期：特定建築物の新築、大規模な修繕・模様替え等の後最初に到来する測定期間 ・基準：0.1mg/m <sup>3</sup> ・測定期間：6月1日～9月30日	生活衛生課
※特定建築物 ホテル、図書館、店舗等：3千m <sup>2</sup> 以上 学校：8千m <sup>2</sup> 以上			
学校	学校環境衛生基準（告示）  平成21年4月1日より、これまでのガイドライン「学校環境衛生の基準」から法的根拠を明確した基準として新たに施行された	○年1回の定期検査（低濃度のときは次回以降の測定を省略できる） ・検査項目：ホルムアルデヒド、トルエン（必要と認める場合は、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンも実施） ・基準：室内濃度指針と同一 ○臨時検査 新たな学校用備品（机、いす等）の搬入等によりホルムアルデヒド等の発生のおそれがあるとき 【16年4月からエチルベンゼン・スチレンを追加】	保健体育課
公営住宅	茨城県営住宅条例	○完成住戸の1割の住戸について、2居室で、ホルムアルデヒドを含む5物質の測定を実施【14年度から完全実施】 ○ホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆、又はホルムアルデヒドを発生しない資材を使用（県営住宅は特記仕様書で規定）【15年度改正】	住宅課
家庭用品	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	○ホルムアルデヒドを含む有害物質21物質を指定し、基準値を設定【28年4月1日からアゾ化合物1物質を追加】 ・生後24ヶ月以下の乳幼児向けおむつ、下着等 →ホルムアルデヒド16ppm以下 ・上記以外の下着など →ホルムアルデヒド75ppm以下 など	薬務課

<相談窓口>

窓口	相談内容	関係課
保健所	住居衛生相談、住まい方の指導 室内環境の簡易測定	生活衛生課
	健康被害相談	保健予防課
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	シックハウス関連のトラブルの相談	住宅課
(一財)茨城県建築センター	建築・住宅に係る相談全般 (第1・第3土曜日に相談員が対応)	住宅課

<ホルムアルデヒドなどの測定>

担当	測定項目など	費用	関係課
(一財)茨城県薬剤師会検査センター	室内環境の厳密な測定	10万円程度	